

「対抗措置」としての武力行使の合法性

——国家責任条文草案第一部三〇条を手懸かりとして——

宮内靖彦

目次

- 第一章 「対抗措置」の概念
 - 1 対抗措置と復仇・自衛・制裁
 - 2 国際組織の決定に基づく場合について
 - 3 「対抗措置」概念の特徴
- 第二章 「対抗措置」としての武力行使
 - 1 ILC草案における扱い
 - 2 アゴー案における扱い
 - 3 問題点―現実分析の必要
- 第三章 ベイルート空港襲撃事件の評価
 - 1 事件概要と諸国の主張・評価

「対抗措置」としての武力行使の合法性

2 武力復仇の合法論

3 「対抗措置」概念に基づく事件・論争の評価

第四章 一般国際法上の対抗措置としての武力行使

おわりに

序

現代国際法上、一般に、武力行使は原則的に禁止され、個別的または集団的自衛権の行使の場合のみが唯一の例外と考えられてきた。この武力行使の原則的禁止のアプローチは、人類が二度の世界大戦を経験し、戦争の被害の甚大さに驚愕した結果、採用されたという歴史を有しており、この立法趣旨は、重視しなくてはならない。

しかし、武力行使の規制の問題は、それ自身が実体法上の原則であると同時に、国際法の執行手段という、いわば手続法的側面をも有する問題である。すなわち、国際社会が分権的であることにより、伝統的国際法上、国際法の執行は、武力復仇または、場合によっては、戦争、という武力行使を伴う各国の自助によって行なわれていたのであるが、武力行使の原則的禁止というアプローチは、この法の執行のための最終的手段を奪うこととなるのである。そうした場合、国際法の強制・執行は、非武力的復仇によらざるをえない。しかし、非武力的復仇は、武力復仇と比べて、その目的達成のための効果という点では、限界のあるものであるだけに、国際法全体の実効性に影響を及ぼすと言わねばならない。国際法の法的性質の議論においてみられるように、国際法の法的性質をみとめるにあたって、「強制」という要素が重要なものであるとすれば、その強制のための手段の問題を軽視することはできない。あるいは国際法

は、その強制のための手段として、基本的に武力行使を廃してしまつたのであろうか。そうであるとすれば、それは、国際法の適用基盤である国際社会の關係がこれまでの伝統的国際法の妥当していた社会とは根本的に変化したということを示すとともに、国際社会における国際法の適用・執行の態様や機能の方法が変化したということを示すことになるであらう。

この点、田岡博士は、国際社会に紛争の義務的解決制度が欠如している限り、個別国家による自助を理論上肯定せざるをえないとして、自衛のみを例外とする武力行使の原則的禁止のアプローチの安易な採用に警告を發している⁽¹⁾。そして、戦後に著された著書においても、依然として「戦争」を紛争の強制的解決方法として説明している⁽²⁾。このように主張することによって、田岡博士は、一般的国際平和機構が設立されたとしても、国際社会の構造は何ら変質していないと主張しているのである。

しかし、このように、国際社会の構造が何ら変質していないと断言してしまつてよいものであろうか。国際政治の領域では、国際社会における権力政治が、単なる力の均衡でなくなり、国際政治の諸問題が国際平和の名の下に語られ始めた⁽³⁾と指摘されているが、武力行使原則的禁止のアプローチは、この法的表現である。問題の定式化の方法が基本的に変わった時に、旧法が依然として何ら再構成されることなく、そのまま維持されうると言えるのであろうか。また、実際にも、国際平和を求める国際社会の立法意思は、第一次世界大戦後、一般的国際平和機構を設立し、武力行使を防圧する努力をしてきているのであり、その機構が当初の予定通りには作動しないとしても、この努力は現実の国家実行に影響を及ぼしているのではないか。例えば、PKOの如く、予期されたシステム外のシステムが開発されたことは、かかる努力の産物であり、その産物も国際關係の一要素として、今や武力行使の規制が行なわれているのであるから、たとえ間接的なものであるにせよ、その努力の影響は評価しなくてはならないのではなからうか。

以上のような疑問を問題意識として、本稿では、自助ないしはその克服という観点から、現代国際法上、個別国家が「対抗措置」として武力を行使することが許容されるのか、という問題を考察することにする。この問題について、もう少し敷衍してみよう。

国際法上、自助の問題は、武力復仇の問題の中で議論されてきた。しかし、武力復仇の規律そのものが国際法の他の分野からの影響をうけてきており、それは採られる手段に影響を及ぼすことになる。歴史的には、武力復仇という法制度自体、戦争の被害が拡大し始めた頃に被害を限定するために創られた制度であるが、第一次世界大戦後の戦争の違法化の動きに伴ない、戦争の違法化の実効性を高め、いわゆる「事実上の戦争」を防止するために、戦争とともに禁止されるようになった。一九二三年のゴルフ島事件では、国際連盟規約の下で武力復仇が合法かどうかの問題とされるようになり、一九二八年の不戦条約においても、武力復仇が禁止されているかどうかの問題とされ、一九三四年の万国国際法学会の「平時における復仇制度に関する決議」の四条では、「武力復仇は、戦争に訴えることと同一の条件で禁止される」と規定されるようになった。そして、国連憲章二条四項では、戦争と武力復仇の双方を含むものとして、「武力行使」という用語が採用され、武力復仇の実定法上の禁止が確立したのである。国連憲章の成立以後は、国連を中心として、武力復仇の禁止が確認され続けた。例えば、中東紛争の過程で安保理が採択した決議一八八（一九六四）において、「国連の目的と原則に一致しない復仇」は非難されているし、一九七〇年に国連総会が採択した友好関係原則宣言の第一原則においても、武力復仇の禁止が確認されている。

このような禁止の過程は、自助手段としての武力復仇を国際法から奪うものであるため、田岡博士等が反対していたことは前述の通りであるが、実際にも、武力復仇の合法性が問題とされる事例が生じるようになった。それが、本稿でも詳細に検討する一九六八年のペイルト空港襲撃事件を初めとする中近東の事例である。これらの事例によつ

て、武力復仇の合法性の議論が再燃したのであり、第二次大戦後の議論は、これらの事例を中心に展開されてきたのである。⁽⁶⁾

ところが、近年、国連国際法委員会の国家責任条文章案において、「対抗措置」という概念が提案されるにいたり、この概念は、国際司法裁判所の在テヘラン外交・領事職員事件やニカラグア事件の諸判決、米仏航空業務協定仲裁判決にも影響を及ぼすようになってきている。この「対抗措置」の概念は、国際違法行為に対するものであるから、自助の問題を正面から提起するものであり、その再編成を迫るものである。実際、リップハーゲンは、同草案第二部のための彼の草案の中で、国際義務の性質に応じた対抗措置の内容・形式・程度の確立を試みている。そして、この起草過程の一方で、「対抗措置」そのものに関する議論が活発に展開されるようになってきている。⁽⁷⁾

このような状況において、これまでの武力復仇の議論は、「対抗措置」概念の中で再検討され、その合法性が語られねばならない。すなわち、一般国際法上、個別国家が「対抗措置」として武力を行使することが許容されるか、が問われねばならない。そして、「対抗措置」概念を前提に、これまでの議論の状況を整理し、どのような場合にどのような条件・手続の下でみとめられるかを明らかにしなくてはならない。その上で、今後、どのような規制が加えられ、それは現在の国際社会の構造および武力行使の規制の点でいかなる意味をもっているのか、が明らかにされねばならないのである。

なお、国連成立以来、武力行使の規制に関し、一般国際法と国連憲章二条四項は密接な関係を有し、一般国際法は憲章二条四項の影響を受けつつ発展してきたと考えられるが、戦間期まで紛争の強制的解決手段としてみとめられてきた武力復仇（個別国家による「対抗措置」としての武力行使）の現状を確認するため、本稿では、一般国際法の状況を考察対象とする。憲章二条四項の解釈は、さらに起草時の趣旨・目的・憲章の集団安全保障体制との関係もふま

えて別に解釈されるべきであろう。

国際法委員会の国家責任条文案案は、既に第二部のため特別報告書の草案も提出されているが、国際法委員会草案第一部三〇条の存在は、武力復仇の復活を正面から論じる契機となるものであり、また、同条の注釈に武力復仇についての明確な言及があるため、第一部三〇条の分析を中心として考察を進めることとする。⁽⁸⁾

それでは、まず前提作業として、「対抗措置」とは何か、国家責任条文案案及びその審議過程において、「対抗措置」としての武力行使はどのように考えられているかという点から検討する。

第一章 「対抗措置」の概念

1 「対抗措置」と復仇・自衛・制裁

国連国際法委員会（以下、ILCという）の国家責任条文案案（第一部）三〇条において、「対抗措置」は、次のように規定される。

「第三〇条 国際違法行為に対する対抗措置

一国の他国に対する義務と一致しない前者の国家の行為の違法性は、当該行為が、かかる他国の国際違法行為の結果として、かかる他国に対して国際法のもとで正当な措置を構成する場合に、⁽⁹⁾ 阻却される。」

すなわち、他国が何らかの国際違法行為を行なった場合、その被害国は一定の条件を満たすことにより、「対抗措置」として国際違法行為によって反応することができるのである。この場合、一定の条件を満たし「正当」とされることにより、国際違法行為に対する対抗措置として行なわれた行為の違法性は阻却され、問題となっている法規則の適用が停止されて、国際違法行為とは判断されないことになる。

問題は、この「対抗措置」という新しい概念が、これまでの国際法で論じられてきた国家の措置を正当化する他の概念とどのような関係にあるか、ということである。ここでは、復仇、自衛、制裁という三つの概念との関係を考察することにする。

まず、復仇との関係について、ILCは、「対抗措置」の概念を説明する際に、復仇概念と何らの区別をせずに同義のものとして扱っている。これはアギー案以来のものである。例えば、武力復仇に言及する部分において、「復仇」という用語を何らの定義もせずに用いている。対抗措置の要件を説明する部分においても、ドイツの行為が復仇として正当化されるかどうか論点とされたナウリラ事件やサイネ(Cyane)事件を引用している。⁽¹¹⁾ 対抗措置に関する国家実行の検討の際にも、脚注で引用されているのは、武力復仇を規制しようとするポーター条約以来の武力行使規制関係の文書である。⁽¹²⁾ そして、非武力的「復仇」の正当性に言及し、⁽¹³⁾ 学界においても、対抗措置に該当する場合を復仇で正当化する論者がいることを指摘している。⁽¹⁴⁾ さらに、ILCがアギー案を検討した際、フランシス(Francis)委員は「本条文の実質は、国際社会による制裁に関連してはいるけれども、慣習国際法で承認されていた報復または復仇という形式における古典的国際的な自助の権利の拡大である」と述べている。⁽¹⁵⁾

以上の事実から、ILC案に規定された「対抗措置」は、概念の基本的部分において、「復仇」と同一であるということができるといえる。ただ、後述するように、「対抗措置」と「復仇」は、最終的には異なる部分があるため、同一であるのは、あくまで概念の基本的部分にとどまることに注意しなくてはならない。

なお、国家責任条文案第二部のためのリップハーゲン案においては、「対抗措置」をさらに「相互性」の措置と「復仇」措置に分けて規定している。この区分は、「対抗措置」の合理的規律と紛争の拡大防止の機能を果たすと評価される⁽¹⁷⁾が、従来、両措置は区分されてきておらず、⁽¹⁸⁾ 本稿においても特に区分する実益はない。それゆえ、本稿では、

「対抗措置」に言及するにあたり、区分することなく、用いることにする。

次に「自衛」との関係については、ILC案（第一部）は、三四条に自衛を違法性阻却事由の一つとして規定する際に、「対抗措置」との異同について言及している。それによれば、「自衛」と「対抗措置」は、国が国際違法行為を被ったことを契機として行動をおこす点では共通しているが、¹⁹⁾自衛や対抗措置を採る原因となった国際違法行為により違反された国際義務が特定の義務に限られるか、多様であるか、という点、自衛は「攻撃的」武力行使に抵抗するために「防衛的」手段が使用され、国際違法行為を「防止」する目的を有しているのに対し、対抗措置は、国際義務の違反となりうる行為を「事後に」適用するのであって、本質的に「処罰」を目的とする点、そして、自衛は武力行使を伴うが、対抗措置はもはや武力行使を伴わない点が異なっているとされる。²⁰⁾

第一点については、自衛が武力不行使原則に違反する行為に対してのみ行なわれうるという趣旨と解される。しかし、これまで自衛について武力攻撃の場合に限られるのか否かという議論が行なわれてきたことを考えると、この第一点は、必ずしも「自衛」と「対抗措置」とを峻別する相違点とはいえず、あくまでILCの見方であると言わざるをえない。また、ILCの表現では、武力攻撃と武力行使が法的に同一の概念であると解することを前提とせざるをえない。しかし、武力攻撃が、一方で、武力不行使原則の違反を構成することがあるとしても、このことから直ちに、武力攻撃と武力行使が同一であるとは言えない。

次に、第三点については、自衛であるから武力を行使しうるのであり、対抗措置であるから武力を行使しえないのだとは言えないと言わねばならない。自衛も対抗措置も、あくまで国家の行為の正当化事由として設けられているにすぎず、いかなる行為をこれらの正当化事由において行ないうるかは直接には関係がないからである。これらの正当化事由で行ないうる行為は、あくまでこの条文草案が一次的規則として起草の対象外とした部分の国際法規によって

決まるのであって、自衛や対抗措置という概念そのものから論理必然的に導き出されるものではないからである。この意味では、コメンタリーに述べられている武力復讐の禁止も、あくまで対抗措置の関連法規の傾向・現状を述べているにすぎないと言うことができる。

従って、自衛と対抗措置を区分するのは、第二点に述べられた両措置の採られる目的と時点である。すなわち、自衛は国際違法行為による法益侵害の「防止」を目的とし、対抗措置は国際違法行為が行なわれたことに対する「処罰」を目的とする。従って、両措置の行なわれる時点については、自衛は、「国際違法行為——ILCによれば、「『攻撃的』武力行使」——が進行中でなくてはならないのに対して、対抗措置の場合は、国際違法行為の終了した「事後」でかまわないのである。ILCは、自衛を行なっている国が対抗措置を採るようになることを止めるものは何もないと指摘しつつも、「しかしながら、明らかに、「対抗措置は」自衛のためにとられた行動の一部を成さない。それらの目的は異なっており、それらの措置が正当化されるにしても、その正当化の理由は異なっている」と述べて、自衛と対抗措置の概念的区別を強調している。

最後に、「制裁」との関係について検討する。本条文がアギーによって最初に提案された時、そのタイトルは「制裁の正当な適用」という名称が付されていた。²²そこに言う「制裁」は、本稿の扱っている「対抗措置」と同義のものとして使われていた。しかし、ILCの審議において、「現代国際法の発展の中では、制裁を、国際組織によって採られる、法的に当該組織の加盟国を拘束している措置と考える傾向がある」というヤンコフ(Yankov)委員の指摘があったり、「制裁」では、それを行なう主体が安全保障理事会に限定されて考えられがちになるというヴァラット(Sir Francis Vallat)委員の指摘があった。²⁴また、ヤゴタ(Jagota)委員は、「制裁」という用語は武力行使と一般に関連しており、のぞましくないと述べ、紛争に関連する国によりその国自身のイニシアチブによってとられる行動を「措置」

と呼ぶべきであると述べて、「正当な措置または制裁」と題する彼自身の条文案を提出した。⁽²⁵⁾さらにヴェロスタ（Verosta）委員は、「国の違法行為に対する正当な反応」⁽²⁶⁾というタイトルを提案した。この結果、アゴも、「制裁」という用語には拘泥せず、「返報措置」または「対抗措置」で替えられるのであれば異議はないと述べて、⁽²⁷⁾最終的に三〇条のタイトルとしては、「対抗措置」が採用されたのである。

以上の議論から明らかなのは、「制裁」とは、国際組織、特に国連の採る強制措置を連想させる用語であつて、必ずしも、国際組織との関連なくして国がそれ自身の判断で一方的に措置を採る場合をも含む本条の用語としては不適切であるということである。従つて、本条のタイトルは「対抗措置」とされ、国際組織の決定に基づく「制裁」をも含みうる概念とされている。このことはILC案三〇条のコメントにおいても確認されている。⁽²⁸⁾

一国の措置が、国際違法行為に基づいて生じる事後救済（reparation）の義務と区別され、対抗措置として違法性が阻却されるためには、一定の条件を満たさなくてはならないが、ILC案は、このことを、その措置が「国際法のもとで正当な措置を構成」しなくてはならないと表現している。

対抗措置の要件としては、ILCは、草案第一一部のコメントにおいて、ナウリラ事件仲裁判決で示された復讐の要件をそのままあてはめている。すなわち、①国際法違反の原因行為が、「対抗措置の」動因（ *motive* ）を提供していること、⁽²⁹⁾②要求が満たされることが判明した後であること、③措置は原因行為と均衡していること、である。これらの要件中、第一の要件について、ILCがアゴ案を審議した際、委員の間で、あくまでも、対抗措置に相手国の国際違法行為が先行しなくてはならず、対抗措置は、かかる国際違法行為への反応措置でなくてはならないことが強調された。⁽³⁰⁾そして、対抗措置は、国際組織の決定に基づいて措置を採る場合をも正当化する機能を有しているため、特に国連憲章四〇条に基づいて暫定措置がとられる場合が問題とされた。すなわち、暫定措置がとられる場合、

相手国の国際違法行為に先行して措置をとる場合がありうるものであり、この場合の正当化も考慮すべきではないか、という疑問が提出された。⁽³¹⁾しかし、これに対しては、シュウェーベル (Schweber) 委員が、暫定措置においては国の権利を侵害するということはなく、対抗措置の議論にはならないと反論し、⁽³²⁾それをうけてアゴも、国際組織が暫定措置として国の主観的権利を侵害することをみとめるのは困難であると述べ、対抗措置としての正当化のためには、あくまで相手国の国際違法行為が先行しなくてはならないことを指摘している。⁽³³⁾

このようにして、対抗措置の要件は、ナウリラ事件以来の復仇の要件を引き継いで構築されている。これらの要件は、第二部のためのリップハーゲン案で確認されている。⁽³⁴⁾

2 国際組織の決定に基づく場合について

「対抗措置」概念の特徴は、国際組織の決定にもとづいて諸国が措置を採った際の正当化の機能をも果たすように構成されている点である。すなわち、「復仇」概念は、基本的に未組織の国際社会を前提にして、あくまで一定の国際違法行為を媒介として、侵害した国と侵害された国の二国間関係において採られる措置として概念構成されたのに対し、「対抗措置」概念は、国際社会が国連を初めとする国際組織に組織化されている状況の存在を前提に、国際組織の決定に基づき、直接に損害を被っていない国も対抗措置を採りうる場合を想定し、その正当化を図っているのである。そして、かかる対抗措置の前提となる国際義務は、次の通り、普遍的義務 *obligation erga omnes* と考えられている。

「国際違法行為を行なった」他国に関して、他の場合には違法な行為を構成する反応措置を採る可能性に関し、以前は、かかる他国の国際違法行為によって直接侵害を受けた国がこの可能性を独占していたけれども、現代国際法に

おいては、この独占はもはや絶対的ではない……。いくつかの義務——普遍的義務と名付けられるが——は、余りにも広範であるため、それらの義務のうちいずれの義務に違反しても、それは国際社会の全構成国に対する違反と考えられるのであって、単にその違反によって直接影響を受けた国または諸国に対する違反としてのみ考えられるのではないという原則が国際社会において漸進的に是認されたため、国際社会は、まず国際社会全体に基本的に重要な義務の違反の存在を決定し、その後、いかなる措置が反応としてとられ、どのように実施されるべきかを決定する排他的責任を、諸国以外に、国際制度 (International Institution) に与えるシステムへと向かった。⁽³⁵⁾」

そして、その例として、国連憲章四一条に規定される非軍事的強制措置を挙げている。ただ、ここに言う国際組織の「決定」は、国際組織による拘束力のある「決定」のみを指すのではなく、国際組織が「勧告」によって対抗措置をとることをみとめた場合も含まれる。⁽³⁶⁾この点は、アゴー案には言及されていなかった点であるが、ILCにおける審議の過程で問題とされた。⁽³⁷⁾アゴーも、国際組織の決定の実施であることが重要であって、その決定が「義務的 (obligatory)」でなく、勧告されたにすぎない場合も含みうるという趣旨を述べてみとめられたのである。

以上のように、国際組織の決定 (勧告を含む) に基づく場合の対抗措置としての正当化がみとめられているのだが、ここで想定されている状況に重要な問題があるため、それを指摘しておかなくてはならない。

国際組織は、国連だけでなく、他に多くの国際組織があるため、それらが何らかの決定をすることにより、国際連法行為に対する対抗措置を諸国にとらせることは特に問題にはならない。問題は、国際組織の決定が審議された際に念頭におかれた国連憲章第七章の場合である。コメンタリーにも、国連憲章四一条を典型例として引用している。しかし、一体、国連憲章第七章に基づいてとられる措置は、「国際違法行為」に対する対抗措置なのであるか。第七章の措置がとられる前提としては、「侵略行為、平和の破壊または平和に対する脅威」の認定が必要とされるが、こ

れらが認定されたからといって、問題となっている行為が国際違法行為であるとは、事実上はともかく、論理的には言うことができない。むしろ、国連憲章第七章は、国際の平和と安全の維持のための国際警察行動と解するのが一般であり、それを「制裁」と呼ぶにしても、違法行為の矯正ないし違法状態からの回復という意味ではない。国連憲章第七章に基づく措置を対抗措置で正当化するという考え方は、アゴー案において既にとられていた考え方であり、ILCの審議においても何らの修正なく通過している。国連憲章第七章に基づいて採られた措置が、他の関連法規では違法であった場合に、それを正当化しようという意図は是認されうるとしても、それを対抗措置によって正当化するということになれば、対抗措置としての正当化の第一要件である、国際違法行為の先行の要件がみだされるのかどうか疑問とせざるをえない。確かに、事実上、相手国の行為が、国際平和への脅威であると同時に国際違法行為であることもある。しかし、論理的には同義ではないのであるから、ILC案(第一部)は大きな問題を抱えていると思われる。³⁹⁾

3 「対抗措置」概念の特徴

「対抗措置」という概念について、以上のことをふまえて、次の特徴を確認しておかねばならない。

まず、前述したように、「対抗措置」とは、「復仇」と異なり、加害国―被害国の二国間関係を基礎として法の強制を行なう概念にすぎないのではなくて、普遍的義務の観念が生じ、国際組織の決定(勧告を含む)に基づく公の紛争処理が組織化されている社会においても使用されうる概念として構成されたということである。すなわち、「対抗措置」概念は、何ら組織化されていない社会においても、その反対に、組織化が完全に近づいた社会においても使用されるのである。従って、「復仇」概念が、公の紛争処理の整備によって制限されていく、いわば「択一概念」にすぎ

ないのに対して、「對抗措置」は、公の紛争処理のためにとられる各国の措置の正当化をも含みうるという点で、「句括的概念」である。従って、武力行使との関係で言うならば、武力復仇が禁止されたとしても、「對抗措置」としての武力行使の分析が、それによって無意味になることはないということになる。むしろ、對抗措置が各国によって積極的に行なわれている場合と、組織的に行なわれている場合と、両者を分析の射程に含めうるがゆえに、国際社会における現在の武力行使の規制状況を総合的に把握しようという点で、有用な概念であるといえよう。⁽⁴⁰⁾

次に、「對抗措置」と国連憲章第七章との関係では、前述のように、論理的不整合がみられるけれども、ILCの考え方を一応前提として考えるならば、「對抗措置」は、伝統的国際法上の区分である「紛争の強制的解決」も、国連憲章第七章に規定される「国際警察活動」をも含みうる概念であるということが出来る。従って、「對抗措置」の概念によって、武力行使の側面において、伝統的国際法上混在していた武力行使の機能が、国際警察活動としてどの程度組織化されているのか、紛争の強制的解決の側面での程度組織化されているのかを明らかにすることができる。そして、第三に、「對抗措置」の概念は、公の紛争処理の場合の正当化のためにも機能するという事実そのものによって、武力行使の組織化を促す概念であるということが出来るのである。

第二章 「對抗措置」としての武力行使

1 ILC草案における扱い

第一章で検討したような「對抗措置」の概念を構成するにあたって、武力行使との関係はどのように考えられているのであろうか。すなわち、「對抗措置」として武力行使が許容される場合があるものであろうか。また、かかる場合があるとすれば、それはどのような条件・手続の下に行なわれるものと考えられているのであろうか。

ILC草案(第一部)三〇条のコメントリーは、この点について、一国の措置が「正当」かどうか、すなわち、「対抗措置」の要件に該当するかどうかの基準について説明している部分で扱うとともに、次のように述べている。「……武力復仇のような『古典的』国際法上許容されていた他の反応形式は、平時にはもはや承認されていない。一般に、武力の行使を伴う反応形式については、明らかに、その適用を最も重大な場合に制約し、いかなる場合にも、その行使に関する決定を被害国以外の主体に委ねる傾向にある。それゆえ、多くの場合、他国の国際違法行為によって被害を受けた国による武力の行使は、依然として違法である。というのは、それは『正当な』対抗措置の適用とは考えられないからである。」⁽⁴¹⁾

さらに、ILCは、「対抗措置」が実定法上、違法性阻却事由になりうることを、過去の国家実行を検討して実証する際に、武力復仇が規制・禁止された歴史を確認している。その上で、武力復仇の禁止について次のように述べている。

「……国際義務の違反の犠牲者たる国家は、当該違反を行なった国家に対して武力復仇によって正当に反応することはできない。なぜなら、国際法は今や、他国に対する武力の行使を伴う復仇を行なうことを個別国家に禁じているからである。」⁽⁴²⁾

以上の引用部分から、ILC草案による「対抗措置」としての武力行使の扱いについて次のことを指摘することができる。

まず、ILCは明白に、「対抗措置」として個別国家が武力を行使することは禁止されると述べている。これは、ILCの審議中のニゼンガ(Nizenga)委員、フランスス委員、シュウエーベル委員、タビジ(Tahidi)委員、ヤゴタ委員のかかる趣旨の発言を反映したものである。⁽⁴³⁾また、従来、国連が武力復仇を一貫して違法であると決議してきた

ことも併せ考えれば、この I L C の態度は、国連の立場の表明と解することができる。

そして、武力復讐の禁止を前提としつつも、「対抗措置」としての武力行使一般をいかに規制するかについて、I L C は実体法・手続法両面から言及している。前記引用にみられるように、実体法面からの制約としては、対抗措置としての武力行使を「最も重大な場合に制約」するとして、武力行使の条件の厳格化が図られ、また、手続法面からの制約としては、武力行使に関する決定を「被害国以外の主体に委ねる」ことにより、武力行使の決定の客観化が図られていることを指摘しているのである。

実体法面からの制約について、I L C 草案（第一部）からみる限り、まず「最も重大な場合」がいかなる場合か明らかにはされていない。他の部分で、武力行使によらざる対抗措置の例として、国連憲章四一条に基づく場合を引用していることから考えれば、「最も重大な場合」として、国連憲章四二一条の軍事的措置が想定されうる。

第二に、従来、国際人道法違反の行為は、復讐要件との関係では、あくまでその違反の事実が復讐行為全体の「均衡性」をみたさないのかどうかという文脈で扱われてきたと考えられるが、本草案では、国際人道法の義務違反は「正当」でない⁽⁴⁴⁾と述べられ、均衡性の要件とは独立して扱われているようにみえる。もし、独立した要件として扱われているとすれば、これは均衡性要件から人道法関連部分が切り離され定型化されたものということになり、「対抗措置」の要件は復讐要件より強化されたことになろう。

手続法的側面からの制約については、I L C 審議の過程で、タビビ委員とヤゴタ委員が、武力行使を伴う制裁は、「国連自身によって許可される場合にのみ」⁽⁴⁵⁾、あるいは「国連のような、権限のある国際組織の決定に従う場合」⁽⁴⁶⁾にみとめられると述べていることから考えれば、「被害国以外の主体」として国連が想定されていたということができる。従って、I L C の立場としては、「対抗措置」としての武力行使は、個別国家が自ら判断して行なう場合は禁止され

ており、国連のように武力行使を決定しうる国際組織の決定に基づく場合にのみ許容されていることになる。⁽⁴⁷⁾

2 アゴア案における扱い

ILCは、以上のようにして、「対抗措置」としての武力行使を国連等の国際組織の決定に基づくものに限定し、個別国家による場合を一切禁止しているが、アゴア案は、そこまで徹底した立場は採っていないかつし、アゴア自身、ILCにおいて自らの草案を説明する際、完全に否定されるという趣旨では述べていない。前述のように、ILC案の徹底した立場は、あくまで国連の武力復仇に対する立場の延長線上にあるものであるが、アゴアは、このような国連の立場に拘泥する必要はなく、国際社会の現実を基盤としてそれを解釈した上で草案を提出したのである。そこで、アゴア案において、「対抗措置」としての武力行使がどのように理解されていたか検討することにする。

アゴア案の最も重要な特徴は、個別国家による「対抗措置」としての武力行使を必ずしも完全に否定しているわけではないという点である。

ILCと若干異なり、アゴアは、「対抗措置」として違法性が阻却される条件の説明の中で、次のように述べている。「武力復仇のような、『古典的』国際法上、許容される他の形式は、もはや、平時には承認されておらず、あるいは、いづれにせよ厳しい制限内でしか承認されていないのである。」⁽⁴⁸⁾（傍点筆者）

引用文中、傍点の部分が、ILC案では削除されている部分であって、個別国家による場合が完全には禁止されず、制限されるにとどまる場合もありうることを示している。

そして、この文に続けて、ILC案にもみられるように、「対抗措置」としての武力行使の実体法面・手続法面からの制約が述べられているのである。個別国家による「対抗措置」としての武力行使が禁止されないことを前提とし

てこの制約の議論がなされているということは、武力行使を伴う場合の「対抗措置」の条件が「最も重大な場合」に厳格化されているという実体法面からの制約が、個別国家によって「対抗措置」として武力が行使される場合にも及ぶということの意味している。即ち、個別国家が「対抗措置」として武力を行使する場合にも厳格な条件が課されるのである。

しかし、このような、個別国家による「対抗措置」としての武力行使の許容性は、彼の草案の中でも、常に示唆されているにすぎず、決して明示的に述べられているわけではない。むしろ公式には、あるいは表向きには、否定的な結論を述べている。例えば、国家実行を検討した後に、次の様に述べている。

「我々は、国際違法行為に対する『制裁』としてとられる行動ではあるが、武力の行使を伴うものは、殆どの場合、一般国際法上ですら、『正当な』制裁とは考えられない傾向にある。それゆえ、かかる制裁の違法性は、排除されえないのである。」⁽⁴⁹⁾（傍点筆者）

結論そのものを前提とする限り、アゴーが、公式には、個別国家による「対抗措置」としての武力行使を許容していないと言わざるをえない。ILCにおける説明の際にも明白に国際違法行為の被害国による武力行使を否定している⁽⁵⁰⁾のである。

ただ、注意すべき点は、彼の結論への過程において、「殆どの場合」「…傾向にある」と制限的な表現が使われている点である。彼は、その結論を出すについて、必ずしも積極的とは言えないのである。

そして、彼の草案の他の部分を見ると、彼の右の結論がかなり微妙なものであることがわかる。それは、国連憲章によって安保理に託された機能を遂行するにあたり、安保理が遭遇した困難の結果、この困難を伴う新しい状況の下で武力復讐の合法性が再び議論され始めてきたことを指摘しており、フォークやバウエットら American Journal of

International Law への寄稿者を挙げているからである。⁽⁵¹⁾ここで注意すべきことは、アゴーが、武力復仇の合法論者ですらこの新しい状況を前提にして、武力復仇の「正当化事由を復仇以外の概念に基礎づけようとする傾向にある」ことを指摘していることである。さらに、「武力復仇の行使の禁止」に関する脚注において、「かかる場合には、武力復仇に訴えることの正当性のための説明は自衛の概念にあると主張されてきた」⁽⁵³⁾と指摘している。

これらの指摘は、個別国家が「対抗措置」として武力を行使しうる場合がありうることを示している。ただ、武力不行使原則によって武力復仇が禁止されたという解釈との関係上、かかる武力行使を「武力復仇」そのものとして正面からみとめるわけにはいかない。そのため、他の正当化事由が模索されているのであり、特に、自衛として正当化する説に興味を示しているのである。

ただ、アゴーは、自衛について、「武力攻撃」を要件とする立場を支持している。⁽⁵⁴⁾後にみるように、武力復仇の機能を自衛に果たさせようとすれば、当時の学説の中では、自衛の要件について必ずしも「武力攻撃」の場合に限られないとする説に立たざるをえず、そのため、彼は、自衛によって武力復仇を正当化する説を支持しえないと解される。

従って、国際違法行為の被害国が、武力を行使する場合、その正当化は、アゴー案に立脚する限り、やはり「対抗措置」としてなされねばならないと言うことができる。この点で、彼の公式の結論と彼の草案全体の体系とは矛盾するのである。そして、この矛盾の解消は、あくまで国連その他の国際組織による「対抗措置」としての武力行使の整備しかないことになる。⁽⁵⁵⁾

3 問題点——現実分析の必要

ILC案は、「対抗措置」としての武力行使を、国際組織の決定に基づく場合しかみとめていなかった。これに対

「対抗措置」としての武力行使の合法性

して、アゴ―案では、公式の立場は I L C 案と同じく、個別国家による「対抗措置」としての武力行使を否認しているが、彼の体系全体から見た場合には、個別国家による「対抗措置」としての武力行使を肯定せざるをえない場合があると考えていると解されうる。

前述のように、アゴ―の分析は、国連の立場に必ずしも拘泥する必要なく、国際社会の実態をふまえて解釈したものであるから、武力行使の面における「対抗措置」の概念の意義を検討するにあたって、この分析を無視することはできない。I L C 案につき、武力復讐に関して、I L C が実質的検討を回避しつつも、もっぱら規範の側からあくまで禁止する立場を採ったことを肯定的に評価する見方もあるが、³⁶⁾本稿で問題とされるべきは、この回避した実質的検討そのものである。現実の国際社会で、この「対抗措置」の概念がどのように作用するのかを考えると、個別国家による「対抗措置」としての武力行使をみとめる方向へ行く可能性を否定できず、その場合の状況や問題点を明らかにせねば、武力不行使原則の機能や、国際法の執行の面における武力行使の意義を明らかにすることはできないからである。従って、I L C が、個別国家による「対抗措置」としての武力行使が禁止されているという立場を採ったことで満足してはられないのである。

このように考えてきた場合、問題は、「対抗措置」としての武力行使をめぐって、国際社会はどのような状況にあるか、である。すなわち、「対抗措置」としての武力行使は、どのような状況で問題になり、どのように主張され、あるいは国際社会から反応されているかを明らかにし、その過程を通じて明らかになる状況・問題点の意味を考えなくてはならないのである。

そこで、次に、アゴ―案における分析の基礎となった一九六八年のベイルート空港襲撃事件の分析に入ることにする。

第三章 バイルート空港襲撃事件の評価

アゴー案は、第二次世界大戦後、武力復仇の議論が再開された証拠として、一九六八年末に生じたバイルート空港襲撃事件を契機として書かれた、フオーク、ブルム、バウエツト、タッカーらの論文を引用している。四人の論文は、この事件におけるイスラエルの行為を念頭において、武力行使を伴う復仇行為が合法たりうるかどうかの問題とされたのであり、その後の武力復仇の合法性の議論の素材となり続けてきている。そして、この経緯をふまえて、アゴーは、個別国家による「対抗措置」としての武力行使の許容性の問題として右の四論文を引用しているのである。

従って、現実の国際社会における「対抗措置」としての武力行使の状況・問題を明らかにするためには、バイルート空港襲撃事件とこの事件を契機とした四論文より分析を始め、評価を加えなくてはならない。

1 事件概要と諸国の主張・評価

(一) 事件概要

イスラエルは、一九四八年の建国以来、アラブ諸国によりその独立否認の脅威にさらされ、一九六八年までも三次の中東戦争を戦ってきた。六日戦争後、安保理決議二四二に基づく停戦が成立したが、国境における小競り合いは続いており、イスラエル・レバノン間の国境でも、双方の側からの砲撃があった。同時に、パレスチナ・ゲリラは、一九六〇年代に入ると、その闘争手段として、テロリズムやハイジャックを採用するようになったが、そのような事件への反作用として行なわれたのが、イスラエルによるバイルート空港の襲撃である。

一九六八年一月二十六日、パレスチナ民族解放戦線 (PLO) のアラブ人メンバー二名は、アテネ空港において手

投げ弾とマシンガンによって、イスラエルのエル・アル航空の民間航空機に攻撃をしかけた。この航空機はニューヨーク行きであり、乗客五三名を乗せ、その国籍は、米国、フランス、ベルギー、イラン、メキシコ、イスラエル等であったが、イスラエル人は少数であったと言われている。二名は、航空機の燃料タンクに穴を開け、エンジン一個に火をつけ、座席に水平に銃を乱射した。この結果、イスラエル人乗客一名が死亡し、スチュワードス一名が重傷を負った。このアテネ事件の二日後、一月二十八日の夜、イスラエル空軍のヘリコプターは、ベイルート国際空港のレバノンの民間航空機と空港施設を急襲し、航空機一三機と、空港の格納庫・修理場・燃料貯蔵所・エアターミナルビル等主要部分を破壊した。その損害総額は、翌二十九日の段階でも五〇〇〇万ドルをこえると言われた。ただ、個人の生命・身体への被害はなかった。⁽⁵⁷⁾

ベイルート空港襲撃事件の翌日、レバノン、イスラエル双方から国連安保理の緊急集会の要請があった。レバノンには、イスラエルによるこの襲撃行為を「明白な侵略行為」と呼び、安保理の審議を求め、イスラエルは、レバノンによる停戦決議（安保理決議二四二）の恒常的違反、すなわち非正規軍等の戦争行為・テロ行為への支援を検討することを求めた。⁽⁵⁸⁾

両国の要請を受けて、安保理は、一月二十九日より三十一日まで三回開かれ、三十一日にイスラエルの行為を非難する安保理決議二六二が全会一致で採択された。この決議は、イスラエルの行為を、「憲章及び停戦決議の下でのイスラエルの義務に違反した計画的な軍事行動」として非難し、かかる行為が繰り返される場合、「理事会はその決定を効果あらしめるためさらなる手続を考慮しなくてはならないこと」を警告し、レバノンに、その被った破壊に対する適切な救済を得る権利をみとめたものであった。

(二) 諸国の主張・評価

イスラエルは、自ら行なったベイルート空港への襲撃行為を次のように正当化しようとしている。すなわち、「イスラエルの民間航空機に対するいかなる攻撃も、それがどこでおころうと、イスラエルの領土へのいかなる攻撃とも同じように、停戦の違反であって、イスラエル政府にその自衛の権利を行使する資格を与える。」⁽⁵⁹⁾

そして、「その目的は、イスラエルの陸上、海上及び空中の権利が危険にさらされ、かつ踏みにじられて何事もないうことがないことを」⁽⁶⁰⁾示すためであって、それによって、アテネ事件のような「無法な攻撃のいかなる繰り返しも防止すること」⁽⁶¹⁾であった。

アテネ事件との関連については、アテネ事件の二名の犯罪者とレバノンのつながりを強調している。すなわち、二名は、レバノンの保護している準軍事的組織の構成員であること、アテネ事件はテロ組織のコミュニケによって偉業として賛えられ賞揚されていること、レバノンのアテネ駐在の領事がその領事の保護をこの二名に及ぼしたこと、その他レバノンの一議員の発言等を指摘して、レバノンと犯人の間に責任帰属関係のあることを強調している⁽⁶²⁾。そして、レバノンの「この戦争行為は、国連憲章、停戦体制の明白な違反であり、他国の国内問題への介入の非許容性に関する国連決議の明白な違反でもある」と指摘⁽⁶³⁾している。

イスラエルのベイルート空港における行為については、①生命の喪失のないこと、②非アラブ航空機への損害回避に努力したことを指摘⁽⁶⁴⁾している。これは、イスラエルの行為の「均衡性」を主張していると解される。

本事件の評価の背景としてのイスラエルとアラブ諸国の関係については、一九四八年以来、テロ活動の外観の下で、アラブ諸国のイスラエルに対する戦争状態が継続してきたのであり、それに対して「二〇年間、イスラエルの自衛的対抗措置 (self-defence counter-measure) ⁽⁶⁵⁾があつたのだ」と主張する。レバノンとの関係についても、「レバノンからイスラエルに対する攻撃がなければ、イスラエルの対抗措置はない。レバノン領がイスラエルに対する侵略行為のた

めの基地として使用されている場合、レバノン当局がテロ組織をかくまい、イスラエル領とイスラエル人民に対して自由に作戦行動をとることを許しているときには、イスラエルは自衛のために行為する以外の選択肢を有していない⁽⁶⁶⁾と主張する。

そして、安保理の中東紛争における無力さを主張して、イスラエル自身の武力行使を根拠づけている⁽⁶⁷⁾。

これに対して、レバノンは、イスラエルの襲撃行為を国連憲章の明白な違反であつて、国連憲章第七章の措置を求め、また、補償のための措置をとることを安保理に要請する意図のあることを述べた⁽⁶⁸⁾。レバノン自身と犯人の関係も否定している⁽⁶⁹⁾。

結局、イスラエルは、その襲撃行為を、テロ活動の外観をもった戦争状態の継続と、安保理の中東紛争への無力を背景として、将来の攻撃防止を目的とした「自衛権の行使」あるいは「自衛的対抗措置」として主張したのに対し、レバノンは国連憲章違反であると反論したのである。

紛争当事国の主張がこのように対立する状況において、第三国の反応は二分されている。

米国、英国、カナダ、フランス、デンマークのいわゆる西側諸国は、①イスラエルの主張するような、国際民間航空へのテロリズムの危険性を認め、国際民間航空の保護を主張した⁽⁷⁰⁾。また、②決議二六二採択後ではあるが、英国、カナダ、デンマークは、ペイルート空港襲撃事件が一連の中東紛争の一環として生じたという、いわば紛争の継続的性格を強調している⁽⁷¹⁾。この点、西側諸国は、イスラエルの「戦争状態の継続」の主張の背景を理解している。しかし、③イスラエルの自衛権の行使または自衛的対抗措置の主張にもかかわらず、五ヶ国ともイスラエルの行為を違法な復讐行為または返報⁽⁷²⁾（retaliation）として非難した。ただ、この際、特徴的なことは、フランスが「復讐の観念そのものがみとめられない」と述べた以外は、他の四ヶ国は必ずしも武力復讐そのものが違法とは述べておらず、あくまで、

アテネ事件ではイスラエルの行為を正当化しえないとのみ述べている点である。⁽⁷⁴⁾ すなわち、復仇の伝統的な三要件をあてはめ、要件を充たさないためイスラエルの行為を違法と評価しているのである。特に、アテネ事件ではレバノン⁽⁷⁵⁾の違法行為を立証しえないと主張された。米国は、さらに、イスラエルの行為がアテネ事件の犯人の行為と破壊の程度及び行為の質（個人の行為か軍の行為か）の二点で均衡性の要件をもたさないと主張し、⁽⁷⁶⁾デンマークは、イスラエルがアテネ事件を事前に安保理に付託すべきだったとして、必要性の要件をみたさないとみている。⁽⁷⁷⁾

すなわち、西側諸国は、イスラエルの主張の背景を承認しつつも、イスラエルの行為が復仇の要件に該当しないと⁽⁷⁸⁾してイスラエルの行為を非難しているのである。

これに対し、ソ連、中国、ハンガリーといった東側諸国は、まず、①武力復仇そのものの禁止を主張している。その上で、イスラエルの行為を武力復仇として非難している。次に、②アテネ事件にみられる個人による航空機の破壊行為は安保理の議題にはなりえず、「一方が一、安保理が、この性質の問題を全て扱うとすれば、安保理はテロリスト活動の裁判のための一種の国際裁判所になるであろう」と反対している。⁽⁷⁹⁾ 同時に、本件とアテネ事件の関連をも否定している。そして、③三ヶ国とも、安保理が国連憲章第七章に基づき措置をイスラエルに対して決定することを求めた。⁽⁸⁰⁾

すなわち、東側諸国は、国連憲章を厳格に解釈して武力復仇の禁止を主張し、憲章第七章の措置を求めたのである。第三世界諸国は、その対応が東西いずれかの側に二分される。東側と同様に、アテネ事件とベイルート事件の関連を否定し、安保理の行動を求めるのがアルジェリアとパキスタンであるが、⁽⁸¹⁾インドとブラジルは、西側と同様に、レバノンは違法行為を行っていないため、アテネ事件によってイスラエルの行為を正当化できないと主張している。⁽⁸²⁾

(三) 論理の検討

ベイルート空港襲撃事件におけるイスラエルの行為の合法性の問題につき、各国の主張は以上のようになされており、イスラエルの行為の違法性については一致している。ただ、その論理は、全く異なる二つの主張が対立している。対立そのものは、冷戦下における政治状況の影響を受けており、武力復仇の合法性の問題に関する合意はなされていないということ以上の意味はない。従って、問題は、その論理である。対立の第一点は、武力復仇そのものを国際法上みとめるのかどうかである。東側は武力復仇そのものが国連憲章によって否認されているという論理をとるのに対し、西側は武力復仇そのものの合法性には何ら言及せず、むしろ復仇の要件に該当しないことをもって、イスラエルの行為を非難しているのであって、これは、他の事件では武力復仇がみとめられる余地のあることを示している和解することができる。

第二点は、ベイルート空港襲撃事件が中東紛争の一環としてみとめられるかどうか、すなわち、「紛争の継続的性格」に関する点である。西側諸国は、これを認めるのに対し、東側諸国は、アテネ事件とベイルート事件の関連すら否認しようとする。すなわち、アテネ事件はテロ事件にすぎず、安保理の管轄ではないと主張しているのであるが、これは、ベイルート事件を、単なるテロ活動への復仇の問題にすぎないと扱うことを意味する。これに対して、イスラエルと西側諸国は、アテネ事件がイスラエルの独立を脅かす中東紛争の一環であると主張しており、これは、アテネ・ベイルートの両事件をイスラエルの国家としての存在を脅かす安全保障の問題の関連した事件であるとして扱うことを意味しているのである。

2 武力復仇の合法論

(一) 学説の整理

このような展開を示したベイルート空港襲撃事件におけるイスラエルの襲撃行為は、「本来は自衛に基⁽⁸³⁾づいて全く防禦されえない明らかな例」として捉えられ、この事件を契機として合法的武力復仇の議論が展開された。論争は、フォークがイスラエルの行動を批判しつつ「返報」が合法であるための一二の要素を示すことに始まり、その後、一九七二年までにブルム、バウエツト、タッカーの三人が各々の説を展開する形で続いた。この四人の主張をイスラエルの行動への適用法規という観点から分類すれば以下のようになる。

四人のうち、ブルムのみは、イスラエルと周辺のアラブ諸国が一九四八年以来戦争状態にあると解し、この文脈で説明すべきであると主張している（戦争状態説⁽⁸⁴⁾）。従って、彼によれば、ベイルート事件は戦時法規（*ius in bello*）を適用して解決すべきことになる。

これに対し、他の三人は、戦時・平時の二元論に依拠せず、事件を *ius ad bellum* のレベルで解釈しようとしている。そして、復仇として説明しようとするのがフォークとバウエツトであり（復仇説）、自衛権の行使として説明しようとしているのがタッカーである（自衛権説）。

復仇説のうち、フォークは、イスラエルの行為を「返報」と呼び、「返報」の合法な場合を考察しているが、彼の「返報」と、「復仇」は同義である。そして、彼は、復仇に関する従来の伝統的理論的アプローチには限界があり、ベイルート事件の評価を行なうことは出来ないと述べ、むしろ、具体的事件に即して様々な要素を検討し個別具体的判断を行なう過程志向的な分析（*process-oriented analysis*）を提唱し、一二の要素から成る枠組を掲げている。その枠組は次のようである。

- ① 説得の責任は、国際的境界線をこえる、公式の武力行使を始める政府にあること。
- ② 武力行使国の政府は、当該武力行使を領土保全、国家安全保障、あるいは政治的独立と関連させることにより、

- 説得的にその防衛的性格を示していること。
- ③ 挑発的行為を先に行なうことと、その結果としての返報のために行為しているという主張、との間に真正かつ実質的な連関のあること。
- ④ 合理的期間の間、国際組織に訴えることを含む、説得と平和的手段による満足 (satisfaction) を得る精力的な努力がなされること。
- ⑤ 武力行使は挑発と均衡しており、将来その繰り返しを回避するよう意図されていること、及び、過剰な損害と不必要な生命の喪失を、特に無実の市民に関して、回避するためにあらゆる警告が行なわれること。
- ⑥ 返報的武力は、第一次的に、軍事的及び準軍事的目標に対して、並びに、軍人に対して向けられること。
- ⑦ 武力行使国は、関連する社会的検討機関の前で、その行動の迅速かつ真剣な説明を行ない、その行動過程について当該機関からの擁護を求めること。
- ⑧ 武力行使は目標政府への明確なコミュニケーションのメッセージとなり、その結果、承認されない挑発を構成するものの概略が伝わること。
- ⑨ 武力を行使する国は、その領域内で行為することによりその返報目的を達しえず、その結果、外国の主権への介入を避けられないこと。
- ⑩ 武力行使国は、正当で、その敵の利害に敏感と思われる条件で、根本にある紛争の平和的解決を求めること。
- ⑪ 返報的武力行使が一例たる行動類型は①から⑩の考慮への服従を示し、かつ、国際社会の意思を尊重する性質が明らかであること。
- ⑫ 返報的武力行使の評価は、目標の政府がテロ計画に与えた援助がもしあるとすれば、その援助の期間と質を考慮

すること。⁽⁸⁵⁾

彼は、このような返報が合法と解される根拠として、「国際社会が、制裁的役割のためにも、抑止的役割のためにも、武力による自助 (forcible self-help) を排除するためには、十分に組織化されていない」ことを挙げている。⁽⁸⁶⁾

パウエットは、諸国が武力復讐に訴えるようになったのは、「諸国に対して向けられる違法かつ高度に侵害的な行動と「諸国が」みなすものに対してそれら諸国に保護を与える安保理の能力に対して目を覚ましてきた」⁽⁸⁷⁾ためであるとす。そして、一九七二年迄の復讐関連の諸事例を総合的に検討した上で、安保理が、先制自衛としての正当化を拒否し、違法な復讐と考えた事例が多いが、一方で、復讐そのものをも区別し、「合理性」を有するがゆえに安保理の非難が回避される場合があると述べている。⁽⁸⁸⁾この「合理性」の基準としては、フォークの一二の要素を基準とするが、一定の修正が施されている。⁽⁸⁹⁾そして、最後に、復讐が武力行使の応酬を惹き起こす危険性を抑制するため、事実認定のための国際制度を提案している。⁽⁹⁰⁾

自衛権説を主張するタッカーは、慣習国際法上の自衛と復讐の区別は微妙であると述べ、(先制自衛をみとめる)広い意味の自衛権により武力復讐の機能が果たされることを主張している。ただ、安保理は、武力攻撃の発生した場合にのみ自衛権の行使を限定しようとしているために武力復讐の復讐がもたらされるのであると指摘する。ここでみとめられる武力復讐の要件は、パウエットの「合理性」の基準を引いている。⁽⁹¹⁾そして、この要件は、「慣習上の自衛権を行使する条件とも偶然に一致している」と述べている。

(二) 各説の特徴と評価

以上の議論を、武力復讐肯定の論理の観点からまとめると、次のような二つの特徴を指摘することができる。まず、武力復讐が合法的とみとめられる根拠としては、第一に、フォークの指摘するように、違法行為に対する制

裁・抑止のための国際社会の組織化が行なわれていないことが挙げられる。この点は、田岡博士も指摘していた点である。⁽⁹³⁾しかし、バウエットは、安保理に諸国を違法かつ高度に侵害的な行為から保護する能力がないことを指摘している。

この二つの論理は、相異なるものである。すなわち、フォークの論理によれば、現在の国際社会には自助に代替する統一の機関が形成されていないのであるから、全ての義務について、それが違反された場合の自助が問題になりうるのに対して、バウエットの論理によれば、安保理が各国を保護する能力を問題にしているのであるから、安全保障に関連する義務・法益の侵害が問題とされているということである。武力復讐を合法とする際の根拠の論理は、合法とみとめられる武力復讐の範囲に影響しうるものと考えられる。そして、バイルート事件において、イスラエルは、安保理の中東紛争への無能力を指摘していることを考えれば、⁽⁹⁴⁾現在、武力復讐の問題は、全ての義務違反についてその合法性が問題とされているのではなくて、安全保障に関連して問題とされていると言うことができる。

実際、バイルート事件を契機とする四人の議論には、イスラエルの独立した一九四八年以来、イスラエルとアラブ諸国は敵対しつづけ（継続的な敵対関係）、常にイスラエルの領土保全と政治的独立、すなわちイスラエルの安全保障が脅かされているという状況が影響を及ぼしている。例えば、フォークは、合法的返報の第二の要素として、返報が領土保全、国家安全保障、政治的独立と関連していることを求めているし、バウエットは、イスラエル・レバノン間の関係を念頭に、「これら二国間の状況全体を見る場合、ゲリラの基地の破壊が、将来の攻撃及び（過去の活動の文脈全体が存するため）一定の攻撃に対して——国家安全保障が実際に関連しているがゆえに——適切で相当な防衛手段を表していると言われえないのであろうか」と安全保障との関連で疑問提起し、イスラエルの主張を「事態の累積（accumulation of events）」に基づくものとして分析している。⁽⁹⁵⁾また、ブルムの戦争状態としての評価の主張も、タツ

カーのような、慣習法上の自衛と復仇の区別をとり払い、自衛権により正当化しようとする主張も、この文脈で生じるのである。

以上のことから、ベイルート事件をめぐって議論された武力復仇は、国家安全保障に関連する場合が議論されたと言うことができる。すなわち、安保理が諸国の安全を必ずしも保障しえない状況において、各国がその安全保障を脅かされた場合、各国は、自ら武力復仇を行ないうるかどうかの問題とされたのである。

第二に、武力復仇が合法であるための要件は、ほぼパウエットの「合理性」の基準が指定されている。この「合理性」の基準は、フォークの合理的返報のための一二の要素を基礎に構成されているが、一方、伝統的に、復仇として合法であるための三要件がみとめられてきており、そのため、パウエットの「合理性」の基準は、この三要件を緻密にしたものと解されうる。現在の国際社会の状況に応じて、かつ、武力不行使原則が規定され、集団安全保障体制が設定されたことの影響を受けているのである。

3 「対抗措置」概念に基づく事件・論争の評価

ベイルート空港襲撃事件は、現在の国際法学において、武力復仇の合法性の議論を行なう際のリーディング・ケースになっているが、この事件は、「対抗措置」という概念の中で正当化される場合には、どのような状況において、どのような問題を提起することになるのだろうか。

まず、前節のまとめとして述べたように、個別国家による対抗措置としての武力行使が現実の問題となる状況は、あくまで、領土保全または政治的独立という法益の侵害が問題となる場合、すなわち国家安全保障が問題となる場合であって、単に国際義務一般が違反されたただけの場合には問題になっていない。このことは、ベイルート事件以外の、

武力復仇として論じられた事例についてもあてはまる。⁽⁹⁷⁾ 大半の事例は、イスラエルをめぐる中東紛争の事例であるから、その問題状況はベイルート事件と変わらない。それ以外の、例えば一九六四年の英軍によるイエメンの爆撃も、⁽⁹⁸⁾ 英国による南イエメンの連邦化と支配の維持に対して、北イエメンが領土回復要求を行なうという事情を背景としており、南イエメンという国家の存在が問題になっているのであるから、やはり状況は同じである。

このように武力復仇の問題となる事例において武力を行使する国は、今や国家安全保障が脅かされることにその正当化の根拠・状況を関わせているのであって、伝統的国際法が妥当していた時代のように、他の国際義務が違反されたにすぎない場合にも「対抗措置」として武力行使が問題とされるということはない。そして、国際法の各分野では、武力不行使原則を前提としつつ、むしろ紛争の平和的解決手続の整備に努めているのである。それゆえ、第二次世界大戦後の国際法においては、確かに、武力行使の機能が変化し、武力行使の規制構造も自助の手段も変化したのではないかと考えることができる。もちろん、この論証は、さらに武力不行使原則の各国国内立法への影響を検討しなくては、最終的に結論づけられるものではない。しかし、武力行使という側面からみた場合、右のように仮定することが可能である。

第二に指摘しうることは、イスラエルは自国の行動を国連憲章五一条の範囲内で正当化しようとして、「自衛権」または「自衛的対抗措置」を援用しているが、イスラエルの状況は国家責任条文章案（第一部）三〇条の範疇で問題となる事例であり、同草案が条約として実定法化した時、まさに「対抗措置」が援用される可能性が高いということである。

「自衛」の主張がなされるのは、国連憲章において、自衛の場合のみが、合法的に武力を行使しうる場合として明文で規定されていることが大いに関連すると考えられる。ただ、この主張が単なる政治的口実にすぎないかと言えは、

必ずしもそのように断言できず、法的な主張がありうるのである。イスラエルの主張に近い立場はディンスタインのものと思われる。

彼によれば、「武力復讐は、『国連憲章』五一条の下で自衛の行使としてみとめられるのではない限り禁止される。防衛的武力復讐のみが許容される。それは、他の国際法違反とは対照的に、正当な自衛の全ての要件をみだす状況において、武力攻撃に対応しなくてはならない」(防衛的武力復讐説)⁽⁹⁹⁾。この説の特徴は、自衛と復讐を峻別して武力復讐を禁止されるべき武力行使の「一類型と考えるのではなく、武力不行使の原則と自衛権の行使という例外との双方が」武力復讐を含む、国際関係における強制行動の全ての形式に適用される⁽¹⁰⁰⁾と考える点である。彼はその主張が国家実行に支持されており、防衛的武力復讐の事例は大変多いことを指摘した上で、その一例として、一九八六年の米国によるリビア爆撃をあげている⁽¹⁰⁰⁾。

この説は、イスラエルの主張の背景にある理論を表現したものと評価できるが、その認識方法には次の点で問題がある。

彼は、自衛と復讐を峻別せず、国連憲章五一条によって正当化される武力復讐があることをみとめ、国際法委員会が自衛と復讐を峻別したことを「用語法に影響された狭いアプローチである」⁽¹⁰⁰⁾と批判する。しかし、概念の峻別は法体系を構成する際の前提作業である。自衛も復讐も、歴史的には戦争に到らざる武力行使として各々発達した概念であるから、本来、重畳的に使用されない概念である。従って、彼のような使用方法を採るには何らかの特別な理由がみとめられねば、自衛の概念を拡大して曖昧にしてしまう危険があるといふべきである。彼も右のような用語法をとるにあたり、国際法委員会が、彼と異なり、自衛と復讐を峻別する態度を採用したことを認識しているが、国際社会は、むしろ、法体系構築の前提として、自衛と復讐の峻別というアプローチを採っているのである。従って、ディ

ンスタインの説は、その用語法そのものが分析の道具としては疑問のあるものと言わねばならず、その説も説得力があるものと言うことはできない。そして、イスラエルもこの説に立脚しているとすれば、その行動の正当性を論証することは難しいというべきであろう。

問題の状況は、確かにディンスタイン以外の他の学者によっても、自衛と復仇の境界が曖昧な領域ではある。パウエットもタッカーも、（武力攻撃の発生時に限定されない）広義の自衛と、復仇の双方が適用される領域をみとめている⁽¹⁸⁾。しかし、パウエットも認めるように、国際法委員会の如く自衛概念を武力攻撃発生時に限られるとして狭義に捉えるのであれば、論理的に、イスラエルが主張するような「事態の累積」による継続的脅威に対する自衛がみとめられないことになる⁽¹⁹⁾。そうすると、問題の状況を正当化するために、むしろ、「対抗措置」として主張される可能性が十分にあるということが出来る。すなわち、安保理は、これまでイスラエルの主張に対し、その自衛の主張をみとめず、違法な復仇として非難してきたのであり、その繰り返しが行なわれてきたのであるが、今後、同様の状況が生じた場合には、イスラエルまたは同じ立場に立つ国は、自衛でなく、正面から「対抗措置」として主張し、その正当性が争われる可能性がある、ということである。

そして第三に指摘できることは、当時の東側諸国を中心として、武力復仇そのものに対する反対があったが、最終的な安保理決議二六二においては、イスラエルの行動が非難されたとどまり、武力復仇自体の合法性には言及していないことである。これは、冷戦下で国連が個別国家による「対抗措置」としての武力行使を規制してこなかったということを示している。この点、個別国家による武力行使を「対抗措置」として正当化する主張がなされやすい状況であると見えよう。ただ、実際にかかる主張がみとめられるかどうかは別問題であり、決議二六二の採択状況からみて、すくなくともペイルート事件の正当化は困難のように思われる。

以上のようにして、国家安全保障が関連する場合、個別国家による対抗措置としての武力行使の主張がなされる状況にあるということが出来るが、同時にいくつかの問題点がある。

第一に、国家安全保障が関連する場合に武力行使が許容されるとしても、かかる場合に該当するということを認定する基準及び認定の主観性の問題が、やはり、生じてくる。すなわち、国家安全保障が関連する場合は、領土保全または政治的独立が侵害される場合であるが、その認定の基準は何か。また、国際法の一般の問題として、個別国家に認定させる場合、その主観的判断の混入する危険性があるということである。⁽¹⁶⁾

第二に、「対抗措置」としての武力行使を主張する際、安保理が諸国を保護する能力の低さが根拠とされるが、個別国家による安全保障のための「対抗措置」としての武力行使と安全保障理事会との関係はどのように考えられるべきなのか。安保理を中心とする国連の集団安全保障体制はもはや適用されていないとみるべきなのか、安保理は何かの形の機能は果たしているかとみるべきなのか。

以上のような状況にあり問題を有する個別国家による「対抗措置」としての武力行使をアゴーは否定していない。そして、旧西側諸国は、今後もかかる「対抗措置」としての武力を行使していく可能性がある。対抗措置としての武力行使の問題が国際法の強制の問題と深い関連を有していることを考えると、この武力行使の可能性は、武力行使の原則的禁止のアプローチの問題性あるいは限界を示していることができる。

ただ、旧西側諸国が、国連によらず自らの判断で「対抗措置」として武力を行使するというのは、一体、武力行使の原則的禁止の規則の下で事実上行なっていることであろうか、それとも、一般国際法上は合法と解されるものなのであろうか。この点は、武力行使の規制の基本構造と関わってくるため、次章は、この点を明らかにする。

第四章 一般国際法上の対抗措置としての武力行使

一般国際法上、国家安全保障が関連する場合、個別国家は対抗措置としての武力行使が許容されるかという問題につき、前章までにみたように、国家実行から明確な答を引き出すことはできない。しかし、この問題は、一般国際法となった武力不行使原則が武力行使の規制構造（いかなる社会関係を基盤にしていかなる規制を行なっているのかということ）の面において、いかなる意味をもっているのかという問題と関わっているため、ないがしろにするわけにはいかない。

確かに、「[「国連」憲章は明示的には『復仇』または『返報』に言及していないが、武力復仇の無条件の禁止は憲章二条四項から演繹されうる。』⁽¹⁰⁶⁾」⁽¹⁰⁷⁾として、二条四項に規定される武力不行使原則は、ニカラガア事件判決において、慣習国際法となったことが判示された。そうすると、ここで一般国際法となった武力不行使原則が自衛権の行使の場合のみを唯一の例外とする限り、対抗措置としての武力行使をみとめることは、判決と矛盾することになる。そして、個別国家による対抗措置としての武力行使をみとめる根拠が、安保理がなしうることは非難のみであり、特に軍事的措置を中心とする強制措置をとりえないことにあるにしても、コルフ海峡事件判決（本案）の判断にみられるように、国際組織の欠陥がいかなるものであれ、国際法上かかる欠陥を埋め合わせるための武力行使がみとめられないとすれば、⁽¹⁰⁸⁾個別国家による対抗措置としての武力行使はみとめられないことになってしまう。ここにおいて、一般国際法上、武力行使を原則的に禁止するという趣旨・理念と、安保理が国連憲章に規定される方式で諸国の安全を十分に保障しえていない以上、諸国が自国の安全を保障するための行動は抑制しえないのではないかと疑問とが対立する。

実際、安保理が、冷戦や拒否権制度により、諸国の安全を当初の予定通りには保障しえないことが明らかになった

時、諸国の安全保障の問題は各国自身が再び図るべきこととなつたのであり、対策として採られたものが、集团的自衛権を基礎とした共同防衛条約の締結であつた。同様に、国連憲章第七章が当初の予定通り機能しない時、各国はその代替措置として、自衛権の行使の範囲をさらにこえて、各国自身の判断による対抗措置としての武力を行使しうるのではないかという疑問が生じうるのである。

ただ、ここで、「国家安全保障が脅かされた場合」を分類して論じる必要がある。武力行使が対抗措置として行なわれる限り、前提として国際義務違反がなくてはならないが、国家安全保障が脅かされる場合は二つの場合に分類することができる。一つは、武力不行使原則そのものに対する違反であり、もう一つは、武力不行使原則以外の国際義務に違反しているのだが、同時に領土保全または政治的独立を害している場合である。⁽¹⁰⁾ 国連憲章第七章は、この両者の場合を含めて安全保障を図り、「平和の破壊」等を認定することになつていたのである。もちろん、平和の破壊等の認定は国連憲章上の安保理の権限であつて、各国が自ら認定することはできない。⁽¹¹⁾ 従つて、右の第二の場合も、あくまで、自国の領土保全等が脅かされたという認定をすることになる。

右の第一の場合、すなわち、実際に武力不行使原則に違反し侵略行為があつた場合、安保理または国連が調停活動も含めて全く機能していない時であつても、一般国際法上の武力不行使原則は、やはり自衛以外の武力行使を禁ずるのであろうか。しかし、自衛は、これを、国連の考えるような武力攻撃の排除の手段と考える限り、対抗措置ではありえず、違反された義務の遵守を確保せしめるものではない。一般国際法上の個別国家による対抗措置としての武力行使を考える際、前提とされるべき状況は、国連が全く機能せず、各国がその安全保障を最終的に自国自身で守らなくてはならない場合である。この場合にも武力不行使原則が妥当するとすれば、いかなる意味を有しているのか。

一般国際法上の武力不行使原則が違反されるとすれば、この場合にも当然国家責任は生じる。そして、その責任の

解除方法は、原状回復としての停戦・撤兵、違法な武力行使によって生じた状態の不承認、金銭賠償、国際組織の非難決議や国際裁判所の判決等が考えられよう。違法な武力行使は、同時に「武力攻撃」と評価されるであろうから、自衛措置を被害国がとることもみとめられるであろうが、これは国家責任の内容ではない。問題は、右に述べた責任の解除方法が外交経路を通じた請求のみでは履行されない場合である。この場合は、他の国際義務と異なり、義務違反によって被害国の安全保障そのものが脅かされているのであり、国連その他の国際組織が機能してはいないとすれば、武力紛争の終結は諸国に委ねられているのであるから、被害国が、自衛による反撃をこえて、前述の国家責任解除のための新たな義務を履行強制することは否定できない。そして、復仇の必要性・均衡性の観点より、状況は武力紛争に入ってしまったのであるから、武力行使を手段として強制することを法が否定することはできないと言うべきであろう。国連憲章締結時にも、集団安全保障体制を採用し、一方で武力行使を原則的に禁止しつつも、他方で諸国の安全保障を図るための集団的手続を定めたのは、諸国が自国の安全保障のために武力を行使し、それが自衛の範囲をこえる場合が多いことを否定しえないためと解される。そうであるとすれば、国際組織が何ら機能していない場合、逆に、国家責任解除のための新しい義務の履行を強制するため對抗措置として武力を行使することは否定できないと言わねばならない。

第二の、武力不行使原則以外の義務違反であって、同時に領土保全または政治的独立を脅かす場合は、まず、違反された、武力不行使原則以外の義務に対応する国家責任の内容・手続が定まってくるはずであり、その履行が求められよう。従って、まずかかる手続を履践すべきであって、当事国がいかに考えようとする對抗措置としての武力行使にまで訴える必要性があるとはなかなか言えないのではなからうか。また、この場合、認定の基準は曖昧であり、恣意的な運用の危険が最も高い。実際、ペイルート事件の原因となったアテネ事件も、この分類への該当性が問題となる事

例であるが、西側諸国も、航空機の安全確保に関する国際法が適用され処理されるべき事案であると考え、犯行のレバノンへの責任帰属関係を疑問視することによって、イスラエルの襲撃行為を正当化しようとはしなかったのである。

以上のようにして、一般国際法上、個別国家は、武力不行使原則の違反が生じた場合にのみ、対抗措置として武力行使しようと解することができるのではなからうか。これは、一般国際法上の武力不行使原則の例外・違法性阻却事由として、自衛権の行使の場合以外に、武力不行使原則違反に対する対抗措置としての武力行使があるということである。

最後に、この結論が、国際法上の解釈の上で何を意味しているのか、国連憲章の解釈にどのように関連するのか、を考察することにしよう。

おわりに

「対抗措置」の概念が現実の国際社会において、武力行使の正当化の問題を引き起こすとすれば、それは国家安全保障の関連する場合であり、その中でも、一般国際法上、個別国家が対抗措置としての武力行使を許容されると解されるのは、武力不行使原則に違反した場合に限られる。逆に、武力不行使原則以外の国際義務が違反されただけの場合には、現在では、もはや対抗措置としての武力行使は問題とされなくなっている。

このことは、国際社会の実態が変化したことを示すものであり、国際社会が分権構造をとっているがゆえに、そのことから必然的に武力行使が紛争の強制的解決手段としてみとめられるとはいえないということを示しているのではなからうか。すなわち、確かに国際社会は今だに分権社会であるが、国際社会に成立する国際関係が伝統的国際法の妥当していた時代とは変化し、今や国家を超えて多元的な国際関係が展開されるようになったがゆえに、国際法が国

際社会において機能する方法も変化し、武力行使の機能は相対的に縮小したと考えられるのである。⁽¹¹⁾ そして、武力行使による強制をしない法領域では、各国際義務に応じた非武力的手段による対抗措置の整備が求められていくことになる。⁽¹²⁾

それでもなお、一方で、国家安全保障に関しては依然として「対抗措置」としての武力行使は、個別国家に認めざるをえないものとして残ってくる。国家責任条文案案第一部三〇条は、この状況を顕在化させる危険を有しており、この点で、本草案が実定法として成立した時に、「対抗措置」としての武力行使を集团的に規制する必要があることになる。

では、このような状況において、国連憲章は如何に解釈され運用されるべきであろうか。冒頭にも述べたように、国連憲章二条四項において、個別国家による対抗措置としての武力行使が許容されるかどうかを解釈するにあたっては、一般国際法の解釈と異なり、二条四項の起草趣旨や第七章に規定される集団安全保障体制との関連をも考慮しなくてはならない。国連は、これまで、国連総会決議や安保理決議等を通じて、個別国家による対抗措置としての武力行使をみとめず、安保理の機能を活性化しようとしてきた。国際法委員会の国家責任条文案案もこのことを念頭に置いて起草されている。そうすると、問題は、国連安保理の決定に基づく対抗措置としての武力行使をいかに整備し活性化させるかということである。

この点については、「対抗措置」の条件・手続を定める草案第二部が規律することになるが、既にリップハーゲン案が提出され、現在、アランジオ・ルイス案が提出途中である。ただ、リップハーゲン案では、国際の平和と安全の維持に関する国連憲章の規定は、全ての規定に優先して適用されるものとされているだけであり、⁽¹³⁾ 国連憲章第七章の整備・活性化につながる具体的提案は何も為されていない。武力行使の問題は、国際政治状況が密接に関連するため、

実効的に作動するシステムを容易に提案しえないのであろう。

しかし、一方で、冷戦終了後、世界は新世界秩序を模索しつつあり、国連内部では、新しい世界状況に応じた国連の改革や平和執行部隊が提案され、他方、湾岸戦争やユーゴ内戦、ソマリア内戦に対しては諸国の協力を求めつつ積極的な対応を⁽¹⁴⁾してきている。この中でも、湾岸戦争や、ソマリア内戦への軍事介入にみられた、多国籍軍による武力行使の、*authorize*方式の開発・利用⁽¹⁵⁾拡大は、国連憲章と現実の国際社会という限られた選択肢の中から採られた方式であり、実効的に作動することが期待されている。「対抗措置」概念は、国際組織の決定に基づく場合をも積極的に正当化することを予定して構成された「包括的概念」であることに鑑れば、右の“authorize”方式も、この概念による正当化の範疇に入ることになる。従って、同方式を国連憲章上位置付けるにあたっても、「対抗措置」の概念枠組に照らして、国際社会との関連性を意識しつつ解釈されるべきであらう。

- (1) 田岡良一『国際法上の自衛権』(補訂版 勁草書房、一九八一年)三四二頁。
- (2) 田岡良一(小川芳彦改訂)『国際法』(新版 勁草書房、一九八六年)一三三五頁以下。
- (3) 高坂正義『国際政治 恐怖と希望』(中公新書、一九六六年)七頁。
- (4) 武力復仇規制の歴史は、*Yearbook of the International Law Commission* (Hereinafter cited as *ILC*) 1979 Vol. II Part Two, p. 118 に要約されている。
- (5) Ian Brownlie, *International Law and the Use of Force by States* (1963, London), p. 40
- (6) 例として、Hubert Thierry et al., *Droit International Public* (1986, Paris), p. 531, Alfred Verdross—Bruno Simma, *Universelles Völkerrecht-Theorie und Praxis, Dritte Auflage* (1984, Berlin), pp. 901-902, 907-912, 294-295
- (7) 例えば、笠原真「国際法上の違法性阻却事由としての対抗措置—国際法委員会国家責任条約草案第一部三〇条に関する一考察—」中央大学大学院研究年報第一五号I—(一九八六年)、長谷川正国「条約違反に対する対抗措置—条約法と国家責任法の交錯—」(二)(三)「完」福岡大学法学論叢三二巻三・四号(一九八八年)、三四巻一・三・四号、三五巻一・二・三三三(一九九〇年)以下、長谷川・対抗措置と略、同「対抗措置」としての武力行使の合法性

抗措置の適用可能性をめぐる若干の問題——米仏航空業務協定事件仲裁判決を手懸かりとして——『現代企業法の諸相——中村真澄教授・金澤理教授 還暦記念論文集 第一巻』（成文堂、一九九〇年）、川崎恭治「国家の国際責任における『被害国』概念について」（二）（三）完——『国連国際法委員会国家責任第二部暫定草案第五條の分析』『修道法学』一巻一號（一九八九）、二巻一號（一九九〇）、三巻一號（一九九二）など、日本においても他多数の文献がある。

(8) もちろん、必要に応じて、リップハーゲン案も参考にするが、分析の基礎は第一部の草案を中心とする。

(9) *ILC 1979 Vol. II Part Two* p. 115. 訳は、村瀬信也監訳『「国家責任」に関する条文草案注釈（二）完——国際法委員会暫定草案第一部——立憲法学』二四号二二一頁以下。

(10) *ILC 1979 Vol. II Part Two*, p. 116, para. 5

(11) *Ibid.*, p. 117, paras. 7-8

(12) *Ibid.*, p. 118, *fn.*, 589-590

(13) *Ibid.*, p. 118, para. 11

(14) *Ibid.*, p. 119, para. 15.

(15) *ILC 1979 Vol. I*, p. 59, para. 4

(16) Malanczuk の回答。(P Malanczuk, "Countermeasures and Self-Defense as Circumstances Precluding Wrongfulness in the International Law Commission's Draft articles on State Responsibility" *Zeitschrift für ausländisches öffentliches Recht und Völkerrecht* Vol. 43 (1983), p. 719.) リットナー ケンも確認している (UN Doc A/CN.4/SR.1780 (1983)).

(17) 長谷川・対抗措置（三）完 一九一頁。

(18) 同右、一八八頁参照。

(19) *ILC 1980 Vol. II Part Two*, p. 52, para. 4

(20) *Ibid.*, pp. 53-54, paras. 4-6

(21) *Ibid.*, p. 54, para. 5.

(22) *ILC 1979 Vol. II Part One*, p. 47, para. 99.

(23) *ILC 1979 Vol. I*, p. 57, para. 29.

(24) *Ibid.*, pp. 61-62, paras. 19-20.

(25) *Ibid.*, p. 61, para. 18

- (26) *Ibid.*, p. 63, para. 34.
- (27) *Ibid.*, p. 63, para. 31.
- (28) *ILC 1979 Vol. II Part Two*, p. 121, para. 21.
- (29) *Ibid.*, p. 117, para. 7
- (30) ニシホンサ委員 (*ILC 1979 Vol. I*, p. 58, para. 35) / ヤンロン委員 (*Ibid.*, p. 57, para. 30, p. 62, para. 24) など。
- (31) 暫定措置の際の正当化を考慮する委員として、ウマラット、ウエロスタなどがいる (*Ibid.*, pp. 61-62, paras. 19-20, 21-30)。
- (32) *Ibid.*, p. 62, para. 27
- (33) *Ibid.*, p. 63, para. 32
- (34) リップノーゲン案九条及び一〇条 (*ILC 1984 Vol. II Part One*, p. 3)。日本語訳は、例えば、長谷川・對抗措置、または、川崎恭治・丸山珠里共訳「『国家責任』に関する条文章案注釈第三部ならびに第三部―国際法委員会暫定草案第一部およびリップノーゲン草案第二部ならびにリップノーゲン草案第三部―修道法學一四卷一号（一九九二）を参照。
- (35) *ILC 1979 Vol. II Part Two*, pp. 118-119, para. 12.
- (36) *Ibid.*, p. 119, para. 14.
- (37) ニシホンサ / ノルンミス / シュウエール各委員 (*ILC 1979 Vol. I*, p. 57, paras. 26-27, p. 58, para. 36, p. 60, para. 9, p. 62, para. 27)。
- (38) *Ibid.*, p. 63, para. 30.
- (39) Malanczuk は、国が、それ自身の決定に基づいて一方的に行為する場合と、国際組織の決定に基づいて行為する場合の両者が三〇条に共に規定されている点において「両者は、全く異なる性質を有しているため、一つの同じ条文の文脈の中で適切に扱われるか非常に疑問である」としている (Malanczuk, *op. cit.*, p. 801)。この指摘は、本文に述べたように、国際組織が国連である場合に特に当てはまる。
- (40) ノルン国際 (Densu Alland, "International Responsibility and Sanctions: Self-Defence and Countermeasures in the ILC Codification of Rules Governing International Responsibility" in Marina Spinedi and Bruno Simma (eds.) *United Nations Codification of State Responsibility* (1987, New York: London-Rome) p. 173)。
- (41) *ILC 1979 Vol. II Part Two*, p. 116, para. 5
- (42) *Ibid.*, p. 118, para. 10. なお、この引用には脚注五九三が付されており、「武力復仇が現代国際法上禁止されているという事実は、明らかに、国連憲章五一条に規定された、否定されえない集団的自衛の権利を損なうものではない」と述べられているが、この脚注は ILC 案で初めて現われたものであり、シュウエール委員の発言に影響されたものと考えられる (cf. *ILC 1979 Vol. I*, p. 57, para. 25)。Malanczuk は「自衛と復仇

の区別の一要素としての武力行使の可否に言及した際、国連憲章第七章の制裁のみが合法であることを述べた後、「制裁」として武力に訴える措置の使用と集団自衛のための武力行使との区別を強調している (Malanczuk, *op. cit.*, p. 787)。I L C 案は、憲章第七章を對抗措置として正当化しようとしているが、現実の安全保障は、集団的自衛権に依拠しているため、安全保障を媒介にした「集団自衛」と「對抗措置」の混同を警戒して、前記脚注が付されたものと考えられる。

(43) *ILC 1979 Vol. I*, p. 57, para. 25; p. 58, para. 34; pp. 59-61, paras. 6, 8, 12, 15.

(44) *ILC 1979 Vol. II Part Two*, p. 116, para. 5.

(45) *ILC 1979 Vol. I*, p. 61, para. 12.

(46) *Ibid.*, p. 61, para. 15.

(47) ただし、同草案の注釈中、「国際人道法の遵守が「正当」性の要素であることを述べた部分で、「問題となっている国際違法行為が武力の行使を正当化する場合には、その適用に責任のある主体が何であれ、この外観の下でとられた行動は、確かに、例えば、国際人道法の義務の違反を含むことはできない。かかる手続は決して『正当』ではなく、かかる行動は違法であり続ける」(ILC 1979 Vol. II Part Two, p. 116, para. 5)尚、傍点筆者」と述べている。傍点の部分を見ると、個別国家が「對抗措置」として武力を行使しうる場合があるかのような文言になっている。この部分は、アゴー案から、そのまま転載された。アゴー案は個別国家による場合を必ずしも否定していないため、彼の文脈においては、一貫して捉えることができるが、I L C のように、個別国家による場合が一切禁止されていると考える場合には、この文言は、逆に、I L C の立場の理解を難しくしてしまうものである。これは、I L C のミスと解すべきであり、従って、I L C が個別国家による「對抗措置」としての武力行使を許容していないという結論に影響はない。

(48) *ILC 1979 Vol. II Part One*, pp. 39-40, para. 81.

(49) *Ibid.*, p. 42, para. 89, 傍点筆者。

(50) *ILC 1979 Vol. I*, p. 56, para. 18.

(51) *ILC 1979 Vol. II, Part One*, p. 42, fn. 186.

(52) *Ibid.*

(53) *Ibid.*, p. 42, fn. 188.

(54) *Ibid.*, p. 66, para. 114.

(55) アゴー案は武力復讐の禁止についてI L C 案ほど明白なところがない。Malanczuk *同前* (Malanczuk, *op. cit.*, p. 740)。

(56) 笠原・前掲論文九九頁。

- (57) <「ジャーナル・オブ・レターズ・オン・インターナショナル・ロー」 Richard A. Falk, "The Beirut Raid and the International Law of Retaliation", 4 J I L Vol 63, No. 3 (1969) pp 415-420 参照。>
- (85) UN Doc. S/8945; S/8946.
- (86) UN Doc. S/PV. 1460, p. 5, para. 56.
- (87) Ibid., p. 5, para. 61.
- (88) Ibid., p. 5, para. 59.
- (89) Ibid., p. 3, paras 39, 40, 42, 43-48.
- (90) Ibid., p. 5, para. 63.
- (91) Ibid., p. 5, para. 63.
- (92) Ibid., p. 5, para. 60 UN Doc. S/PV. 1461, p. 11, paras 120-121.
- (93) UN Doc. S/PV. 1461, p. 11, para. 126.
- (94) Ibid.
- (95) Ibid., pp. 9-10, para. 108.
- (96) UN Doc. S/PV. 1460, p. 2, paras 20, 21, 23.
- (97) UN Doc. S/PV. 1461, p. 14, paras 160-161.
- (98) UN Doc. S/PV. 1460, p. 7, paras 72, 81; 1461, p. 4, para. 31; 1462, p. 9, para. 92.
- (99) UN Doc. S/PV. 1462, p. 2, para. 9, p. 3, para. 22, p. 4, para. 35.
- (100) UN Doc. S/PV. 1460, pp. 6-7, paras. 71-73, 81; 1461, p. 4, paras. 31, 35, p. 5, para. 42.
- (101) UN Doc. S/PV. 1460, p. 8, para. 89.
- (102) UN Doc. S/PV. 1460, p. 6, paras. 71, 73, 1461, p. 5, para. 42, 1462, p. 2, para. 10.
- (103) UN Doc. S/PV. 1460, p. 6, para. 73; 1462, p. 3, para. 28.
- (104) UN Doc. S/PV. 1460, p. 6, para. 73.
- (105) UN Doc. S/PV. 1461, p. 4, para. 31.
- (106) UN Doc. S/PV. 1461, p. 6, para. 63, p. 13, para. 139; 1462, p. 5, para. 46, p. 15, para. 158.
- (107) UN Doc. S/PV. 1460, p. 1, para. 5, #44; <「ジャーナル・オブ・レターズ・オン・インターナショナル・ロー」 (UN Doc. S/PV. 1460, p. 10, para. 114)>.
- (108) UN Doc. S/PV. 1460, pp. 9, 11, paras 100, 121; 1461, p. 6, para. 65; 1462, p. 4, para. 39.

- (18) UN Doc S/PV.1460, p. 11, paras. 122, 123, 133, 1461, pp. 7, 8, paras. 74, 80-81.
- (19) UN Doc S/PV.1460, pp. 9-10, paras. 102-108, 1462, p. 2, para. 15.
- (20) D. W. Bowett, "Reprisals Involving Recourse to Armed Force" *A. J. I. L.*, Vol. 66, No. 1 (1972) p. 10.
- (21) Yehuda Z. Blum, "The Beirut Raid and the International Double Standard", *A. J. I. L.*, Vol. 64, No. 1 (1970), pp. 77-78. 彼はイスラエルの行為を平時復讐の要件として認めない場合法による主張の中心は「戦争状態」にある。
- (22) Falk, op. cit., pp. 441-442.
- (23) *Ibid.*, pp. 430.
- (24) Bowett, op. cit., p. 2
- (25) *Ibid.*, pp. 10-11.
- (26) *Ibid.*, pp. 11ff.
- (27) *Ibid.*, pp. 29ff.
- (28) Robert W. Tucker, "Reprisals and Self-Defense. The Customary Law" *A. J. I. L.*, Vol. 66, No. 3 (1972), p. 595.
- (29) *Ibid.*, pp. 595-596.
- (30) 「法」総論。
- (31) UN Doc S/PV.1461, pp. 9-10, para. 108
- (32) Bowett, op. cit., p. 4. 参見總論。
- (33) *Ibid.*
- (34) 事例の種類については、Thierry, et al., op. cit., p. 531. 参見。
- (35) 事件の経緯については、*Yearbook of the United Nations* 1964, pp. 184-185. 参見。
- (36) Yoram Dinstein, *War, Aggression and Self-Defence* (Grotius Publications, 1988), p. 203.
- (37) *Ibid.*, p. 208
- (38) *Ibid.*, p. 210.
- (39) *Ibid.*, pp. 207-208
- (40) Bowett, op. cit., pp. 9-10, Tucker, op. cit., p. 593
- (41) *Ibid.*, pp. 5-6, 7

- (105) Alland, op. cit., p. 189.
- (106) Malanczuk, op. cit., p. 727.
- (107) *ICJ Report 1986*, p. 86, para 181.
- (108) *ICJ Report 1949*, p. 35.
- (109) ナイルート事件も、一九八六年の米国によるリビア爆撃も、この文脈の問題である。米国が、テロ行為に対して安全保障上の考慮を働かせることについて、山本草二『国際刑事法』(三省堂、一九九二)四八―五五頁参照。
- (110) リップハーゲンも、彼の報告書の中で、「単独の国家は、国際社会の警察官の役割を引き受けることはできない」ことを確認している (ILC 1982, Vol. II Part One, p. 45, para. 140)。
- (111) 国際法以外の領域でも、「国家間の競争が領土をめぐるものから、経済をめぐるものに大幅に移行」したため、「戦争が国際紛争解決の合理的手段としては考えられなくなる傾向が強まっている」との指摘がある(中曾根∥佐藤∥村上∥西部『共同研究』「冷戦以後」(文藝春秋、一九九二年)九〇頁。
- (112) 山本草二『国際法』(有斐閣、一九八五年)三〇―三三頁。
- (113) *ILC 1983*, Vol. II Part One, pp. 21-23, paras. 115-121. 長谷川・對抗措置 (一) 三八九頁。
- (114) 例えば、米国では、米国と国連の協議のための国内立法までも議論をたづねる。cf. Maury D. Shenk, "The United Nations Security Council Consultation Act: A Proposal for Multilateral Resolution of International Conflict," *Stanford Journal of International Law*, Vol. 28 No. 1 (1991)
- (115) 安保理決議六七八(一九九〇)、七九四(一九九一)。